

# 一般社団法人 日本専門医機構

## 専門医制度新整備指針補足説明

### I. 「専門医の更新」に関する補足説明 Ver1

2.17 理事会で承認済（最終的に挿入）

### II. 専門研修プログラム申請、認定等に関する補足説明

現在、作成中

### III. サブスペシャルティに関する種々の申請について

以下のとおりとする。

#### 1. 認定の対象

当該サブスペシャルティ領域の「専門医制度」を機構として認定するものとする。

#### 2. 申請について

認定基準、申請書類等については、別途定める。

#### 3. 認定証の発行先

制度を実際に運用する学会（組織）等に発行する。

#### 4. 認定期間

5年間とする。審査を経て更新を可能とする。

#### 5. 機構としてサブスペシャルティ領域を認定する際の認定料について

学会の規模（会員数）等に応じて認定料を徴収するものとする。

①大規模の学会（会員数5千人以上） 100万円（5年間）消費税別。

②中小規模の学会（会員数5千人未満） 50万円（5年間）消費税別。

※複数の学会の場合には、当該の学会間で案分する。

### IV. データベースについて

①機構のデータベースとして、専攻医の重複申請などをチェックする。機構としての保持する専攻医データは必要最小限とする。

②各専攻医の詳細情報の管理は申請登録する当該基本領域学会が責任を負う。

③総合診療領域については、別途定める。

### V. 補足説明の改定について

運営委員会より提案し、基本問題検討委員会で審議し、理事会で承認する。